

< 2 >の裁判例

結果：**非侵害**

理由： 原告スローガン（＝スローガン1）に著作権法によって保護される創作性が認められるとすれば、それは、「ボク安心」との表現部分と「ママの膝（ひざ）より チャイルドシート」との表現部分とを組み合わせ、全体としてのまとまりをもった5・7・5調の表現のみにおいてであって、それ以外には認められないというべきである。

これに対し、被告スローガン（＝スローガン2）においては、「ボク安心」に対応する表現はなく、単に「ママの胸より チャイルドシート」との表現があるだけである。そうすると、原告スローガンに創作性は、その全体としてのまとまりをもった5・7・5調の表現のみにあることからすれば、被告スローガンを原告スローガンの創作性の範囲内のものとすることはできないという以外にない。

⇒原告の著作物における**創作性は5・7・5調の表現のみであり（＝創作性が低く）、この5・7・5調の表現を有さないため、非侵害**